

文教生活常任委員会(所管事務調査)について

- 1 記録簿の様式について
別紙のとおり
- 2 主幹教諭の人数について
67人
内訳 小学校 45人
中学校 22人
- 3 主幹教諭の要件について
別紙のとおり

(教育職員用)

記録簿

氏名 _____ 0

2020年 4月

No. _____

1

決定日	割振者印	勤務時間の割振変更計画		本人印
		勤務時間を延長し よつとする日及び変更 後の勤務時間 〔うち、延長する時間〕〔うち、短縮する時間〕	勤務時間を短縮し よつとする日及び変更 後の勤務時間	
月 日		3月29日(日) 0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
月 日		3月30日(月) 0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
月 日		3月31日(火) 0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
月 日		4月1日(水) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		4月2日(木) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		4月3日(金) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		4月4日(土) 0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
月 日		0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
今週において割振変更で減じた時間②計				0時間 00分

4月 第1週 月 日	出勤時刻	勤務時間開始前		休憩時間		勤務時間終了後		割振対象 時間合計	退勤時刻	超過勤務 時間
		従事時間	従事内容	従事時間	従事内容	従事時間	従事内容			
		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
4月1日 (水)		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
4月2日 (木)		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
4月3日 (金)		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
4月4日 (土)		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
		~		~		~		0時間 00分		0時間 00分
合計①									超過勤務 時間合計	0時間 00分

週間時間外勤務(①-②) 計	0時間 00分	月間累計	0時間 00分
-------------------	---------	------	---------

校長印

記 録 簿

氏 名 _____

2020年 4 月 _____

No. _____

2

決定日	割振権者 印	勤務時間の割振変更計画		本人印
		勤務時間を延長し よつととする日及び要 更後の勤務時間 [うち、延長する時間]	勤務時間を短縮し よつととする日及び要 更後の勤務時間 [うち、短縮する時間]	
月 日		4月5日(日) 0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	
月 日		4月6日(月) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	
月 日		4月7日(火) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	
月 日		4月8日(水) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	
月 日		4月9日(木) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	
月 日		4月10日(金) 8:15 ~ 16:45	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	
月 日		4月11日(土) 0:00 ~ 0:00	月 日() ~	
月 日		0:00	月 日() ~	

今週において割振変更で減じた時間②計

0時間 00分

4月 第 2 週 月 日	出勤時刻	勤務時間開始前				正規の勤務時間以外の勤務記録				超過勤務 時間
		従事時間	従事内容	休憩時間	従事内容	従事時間	従事内容	従事時間	超過勤務 時間合計	
4月5日 (日)	0時00分	~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
勤務を要しない日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
4月6日 (月)	8時15分	~		~		~		~	0時間 00分	16時45分 0時間00分
勤務を要する日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
4月7日 (火)	8時15分	~		~		~		~	0時間 00分	16時45分 0時間00分
勤務を要する日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
4月8日 (水)	8時15分	~		~		~		~	0時間 00分	16時45分 0時間00分
勤務を要する日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
4月9日 (木)	8時15分	~		~		~		~	0時間 00分	16時45分 0時間00分
勤務を要する日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
4月10日 (金)	8時15分	~		~		~		~	0時間 00分	16時45分 0時間00分
勤務を要する日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
4月11日 (土)	0時00分	~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
勤務を要しない日		~		~		~		~	0時間 00分	0時間00分
合計①									0時間 00分	超過勤務 時間合計 0時間00分

週間累計 0時間 00分

校長印

0時間 00分

週間時間外勤務①-②

計

0時間 00分

月 間 累 計

令和2年度主幹教諭の選考について

選考方法等について

選考方法は

主幹教諭として、よりふさわしい知識や経験等を有する者を適切に登用するため、個人調書、推薦書の書類審査及び面接を実施し、選考を行います。

主幹教諭としての職務に対する意欲やこれまでの教育実践の取組み等について、個人調書やレポートを基に面接を行い、主幹教諭としてふさわしい知識や経験等を有する者を選考します。

推薦基準は

専門的な知識や経験を生かし、主幹教諭として、能力の発揮が期待される者で、次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 主幹教諭としての職務に意欲を持ち、任用を希望する者。
- (2) 本県公立学校教職員としての在職期間が5年以上の者。ただし、他府県において同等の職員であった期間、常勤の臨時的任用職員等の期間については、在職期間に通算又は加算することとします。(詳細については、在職期間取扱要領を参照してください。)
- (3) 任用年度の4月1日現在の年齢が満40歳以上の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にある者。
- (4) 勤務成績が良好である者。
- (5) 別に定める「主幹教諭として推薦対象としない者の指標」に該当しない者。

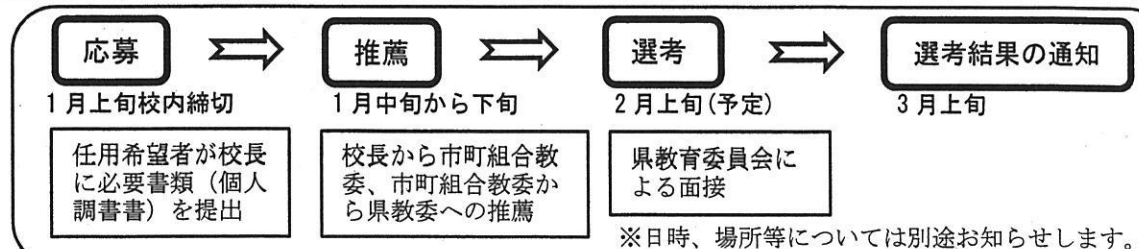
推薦手続きは

校長が次に掲げる書類を市町組合教育委員会に提出し、市町組合教育委員会が県教育委員会に推薦します。

- (1) 個人調書(様式1)〔これまでの教育活動の実践内容や主幹教諭としての職務に対する意欲などについてのレポート(1,000字程度)を含みます。〕
 - (2) 推薦書(様式2)
- ※様式1の個人調書は、主幹教諭任用希望者が作成します。

選考スケジュールは

概ね次の日程により実施します。



主幹教諭の概要について

主幹教諭の職務内容は

円滑な学校運営等の推進を図るため、主幹教諭は次に掲げる学校運営上の基本的な校務や教職員の資質及び能力の向上等に関する校務の責任者として業務を担います。

1 学校運営の企画及び調整に関する校務（学校運営の企画・調整担当）

(例) ○学校評価の企画、実施 ○各種委員会、職員会議等の調査 ○年間行事計画の企画立案、調整 ○校内外の連絡・連携体制の強化、活力ある学校組織づくり ○各学校の課題に応じた教育の推進 ○指導上の困難度が高い児童生徒に対する特別の学習指導、生徒指導等の計画の企画立案、実施 ○その他学校個別の課題解決のための重要な校務で学校長が命じるもの 等

2 教務に関する校務（教務担当）

(例) ○教育計画の企画立案、調整 ○教育課程の編成、管理 ○時間割の編成、調整 ○成績管理 ○学籍管理 等

3 保健等に関する校務（学校保健・安全衛生、食育推進担当）

(例) ○保健指導、健康教育 ○学校保健安全計画の企画、実施 ○食育の推進 ○学校保健委員会の企画、運営 ○安全・衛生委員会の企画、運営 等

4 生徒指導に関する校務（生徒指導担当）

(例) ○いじめ等、生徒指導にかかる計画の企画立案 ○巡回補導等の計画・実施 ○教育相談体制の整備 ○生徒指導にかかる地域、関係機関等の連携・調整 等

5 進路指導に関する校務（進路指導担当）

(例) ○キャリア教育の企画立案、実施 ○進路指導計画の企画立案 ○就職指導の計画、実施 ○特別支援が必要な児童生徒の就学指導 等

6 教職員の資質及び能力の向上に関する校務（資質向上担当）

(例) ○校内研修計画の企画、実施 ○研究授業の推進 ○若手教員等の育成支援 ○公開授業、授業評価の企画、実施 ○教職員にかかる相談、苦情等の対応 等

任命は

校長、市町組合教育委員会からの推薦を受け、県教育委員会において選考し、発令します。なお、各主幹教諭が担当する職務については、校長が「〇〇担当」として発令します。

配置基準は

校種や学校の規模に応じて、原則として次のとおり配置します。

小学校 18c1 以下 2名以内、19c1 以上 3名以内
中学校、高等学校、特別支援学校 . . . 15c1 以下 2名以内、16c1 以上 3名以内

※ ただし、学校の個別課題の解決のため、市町組合教育委員会からの協議を受け、県教育委員会が必要と認めた場合は、基準を超えて配置することがあります。

給与は

教育職給料表の3級が適用されます。

研修は

新たに主幹教諭に登用された者については、任用後、主幹教諭として様々な教育課題に対応するための研修を受講していただきます。